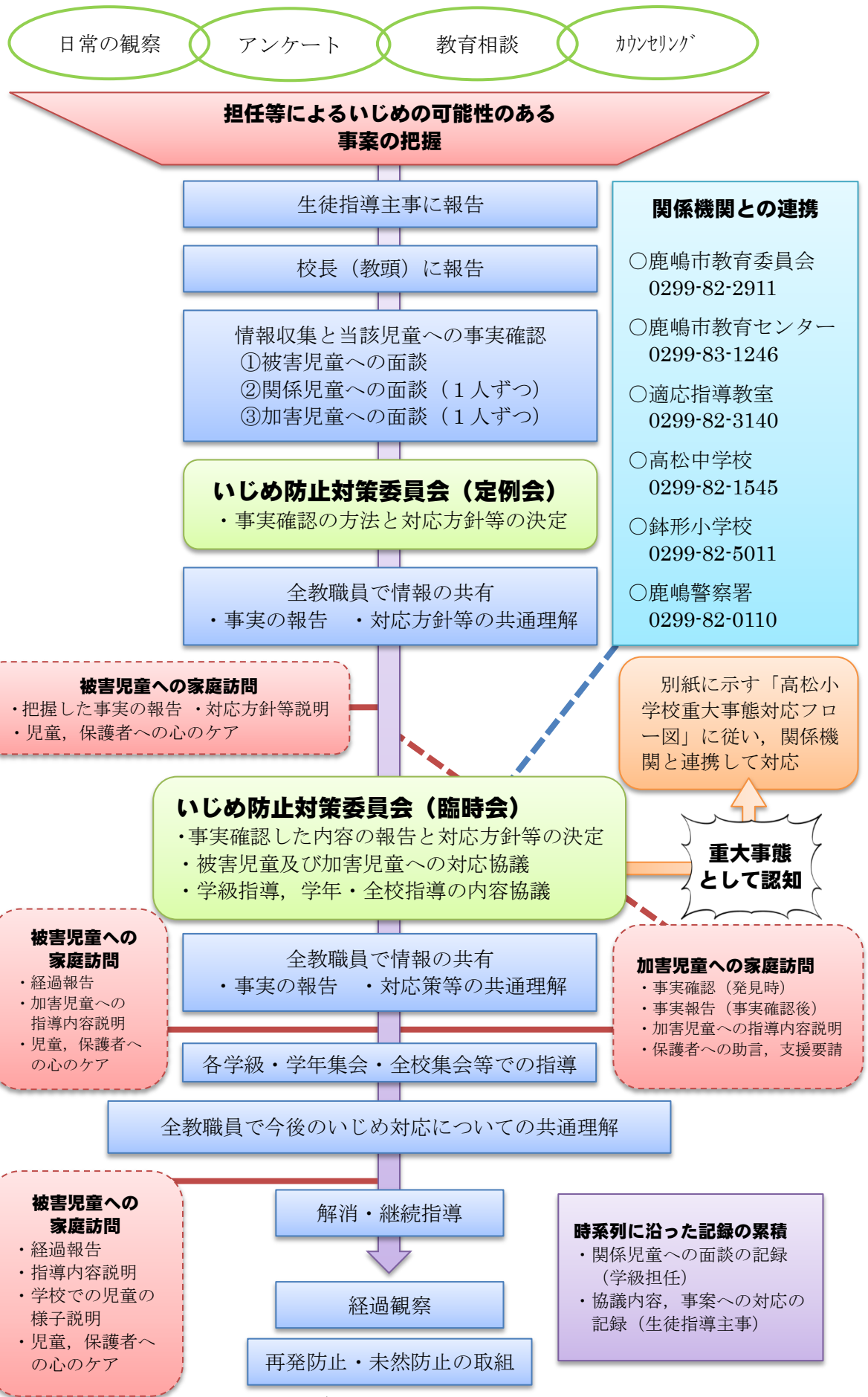


鹿嶋市立高松小学校 いじめ防止基本方針



鹿嶋市立高松小学校 生徒指導部

高松小学校いじめ対応マニュアル



① 発見

② 情報収集

③ 事実確認

④ 方針決定

⑤ 対応

⑥ 解消

⑦ 経過観察

迅速な対応

思いやりのある対応

継続指導

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が児童たちの健全育成を図り、いじめのない学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 基本的方針

(1) いじめの定義

本校では、法にのっとり、「いじめ」とは児童に対して、本校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（情報通信ネットワークを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。**いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。**

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利や学校生活、その他の活動を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。（人権の尊重）

したがって、いじめ防止のための3つの柱として、「**全ての児童に対して学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする（未然防止）**」、「**全ての児童がいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする（早期発見）**」と「**発見しいじめに対していじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、児童に関係する全ての関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して適切かつ迅速に対応する（いじめへの対処）**」が挙げられる。

全ての教職員は以下の「いじめに対する基本認識」のもと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解した上で、いじめ防止対策を行う。

(3) いじめに対する基本認識

- いじめを行ってはならない。
- いじめを認識しながら放置してはならない。
- いじめは、絶対に許されない。
- いじめは、卑怯な行為である。
- いじめは、どの学校、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- いじめは、大人に気付かないように行われることが多い。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

① 教師の責務

本校職員は、基本理念にのっとり、本校在籍児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

② 保護者の責務

我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話し合う。また、いじめを発見したら、その場で指導するとともに、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) 5つの取組

本校では、次の5つの取組の徹底を図る。

- | |
|------------|
| ① 未然防止への取組 |
| ② 早期発見への取組 |
| ③ 早期解消への取組 |
| ④ 関係職員との連携 |
| ⑤ 教職員研修の充実 |

3 いじめ防止等に取り組むための組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

※ 別紙『高松小学校「いじめ防止対策委員会」組織図』参照

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、（※ その他、スクールカウンセラー、適応指導教室相談員等、実態に応じて校長が必要と認める者）

(2) 校長は委員会を総括し、委員会を代表する。

(3) 委員会は次に上げる事務を遂行する。

- | |
|--|
| ① 「高松小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。 |
| ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。 |
| ③ いじめ問題の確認といじめの認知に関すること。 |
| ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。 |
| ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。 |
| ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。 |
| ⑦ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。 |
| ⑧ 児童や保護者・地域への「高松小学校いじめ防止基本方針」の主旨等についての周知・理解活動に関すること。 |

(4) 委員会は校長が招集する。

(5) 委員会は月1回定例会として招集し、いじめ事案を想定できる場合は、その都度臨時会として招集する。

(6) 重大事態の発生時は市長が調査の主体を判断し、その結果に基づいて学校は対処する。
(詳細は9)

以下のような事態のとき、市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態の事実関係を詳細かつ速やかに調査する。また、市長が再調査を行う場合、再調査を行う組織に積極的に資料を提供する。

① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手)

※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 居場所づくり・絆づくりと自己有用感の獲得

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気と人間関係づくりを推進する。
 - ・教職員の情報交換による多面的児童理解と協力協働指導体制の構築
 - ・「すべては高松っ子のために」を合い言葉し、元気な挨拶やコミュニケーション指導の実施
 - ・ソーシャルスキル学習や構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動の実施
 - ・代表委員会を中心とした「いじめ防止フォーラム」等の児童主体の活動の実施
- ② 児童の内面理解に努める。
 - ・学校生活アンケート（毎月1回実施）
 - ・学級集団アセスメント調査（Q-Uテスト）の実施と活用（年2回：6月・11月）
- ③ 児童の社会性の育成に努める。
 - ・キャリア教育の推進
 - ・異年齢交流活動の実施
 - ・ボランティアへの参加の推進

(2) 楽しく分かる授業・目標を明確にした授業づくり

- 学業指導の充実に努める。
 - ・時間前着席から始まる授業時の習慣、発表の仕方や聞き方等の指導と約束の徹底
 - ・自尊感情の向上を図り、生徒指導の機能を生かした留意事項の徹底と授業改善
 - ・特別支援教育の観点を踏まえた一人一人が活躍できる授業の工夫
 - ・言語活動の充実と児童が学び合う授業の工夫

(3) 規律正しい学校生活（高松スタンダードの活用）

- ① 高松小学校のきまり・約束の徹底を図る。
 - ・あいさつ、服装、通学の約束、授業中の姿勢、発表や聞き方の約束、その他のきまり
- ② 教職員の適切な認識、言動、態度等による指導の徹底を図る。

(4) いじめ防止年間計画の整備

教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携により、職員会議等、防止対策、早期発見について、それぞれで取り組む内容・具体的事項を明記する。

5 早期発見と早期認知

小さな変化に気付き、情報を共有して、速やかに対応する。

(1) 意識的に行う日常のコミュニケーションと観察

- ① ふれ合い」を基盤としたコミュニケーションの活性化を図る。
 - ・学級全体での遊び
 - ・授業時、休み時間、給食時等のコミュニケーション
 - ・教師間の情報伝達
 - ・保護者との連携
- ② 一人一人に声をかけ、きめ細やかな観察に努める。
 - ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用（出席呼名、授業時、休み時間、校内巡視等）

(2) 定期調査の実施

- ① 児童の実態を探り、かかわりを深めるためのアンケートを実施する。
 - ・学校生活アンケート(月1回の定期実施)
 - ・学習アンケート(学期1回の定期実施)

(3) 相談体制の整備

- ① 一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制を確立する。
 - ・教育相談(学期1回の定期相談), 呼び出し相談, チャンス相談
- ② スクールカウンセラー等, 専門家の積極的・効果的な活用を図る。
 - ・緊急スクールカウンセラー(年3回)
 - ・適応指導教室相談員(月2回)

(4) インターネット等利用に対して

- 児童・保護者に対し, 情報社会の実態を伝達し, 課題の正しい理解と啓発活動を推進する。
 - ・学校だより等のプリント配付, ホームページでの情報公開, ケータイ・ネット安全教室の開催。

(5) 情報共有の場

- ① 児童の実態を共通理解し, 明確な対応を協働で取り組むための定期会議を実施する。
 - ・職員会議, 企画会, 生徒指導連絡協議会(いじめ防止対策委員会・不登校対策委員会), 学年会, P T Aの各種会議

6 いじめ問題解決のための対応

- (1) いじめの情報を得たら, できる限り早急に学校の方針を決定することを基本とする。
- (2) 情報を収集し事実関係を把握した上で, いじめの疑いのある事案をいじめ対策委員会でいじめとして対応すべき事案か否か判断する。
- (3) 十分な効果をあげることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるものは, 学校の設置者に連絡し, 警察署と相談のうえ対応を図る。
- (4) 児童の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合, 直ちに警察署に通報し, 援助を求める。
- (5) 被害児童生徒や保護者への支援, 加害児童やその保護者への援助は, 組織として対応する。
 - ・一方的, 一面的な解釈で対応しない
 - ・プライバシーを守る
 - ・迅速に保護者に連絡
 - ・教育的配慮の下でのケアや指導
- (6) 見ていた児童にも自分の問題として捉えさせるような教育活動を実践する。
 - ・年間計画の中で, また, 臨時の学級会や集会等で, 根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (7) ネット上のいじめを監視するネットパトロールについて検討する。
 - ・学校の設置者と相談

〔参考〕文部科学省「学校ネットパトロールに関する取り組み事例集」

7 関係機関との連携

(1) 保護者

学校公開日や個別面談等，学校行事の保護者が来校する機会において，「学校の基本方針」「家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し，連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また，前記，いじめ防止対策推進法第九条1項「**保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。**」の周知を図る。さらに，面談等で児童の家庭状況を的確に把握するなど，密接に連絡を取り合い，いじめが起こった場合，速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し，三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため，日頃から民生委員・児童委員，青少年相談員や地域住民と連絡を取り合う。いじめが起こった場合，必要に応じて，協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合，速やかに警察，児童相談所等の関係機関に相談する。なお，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合，直ちに警察署に通報し，援助を求める。

(4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等，学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合，その団体等の責任者や，関係児童・生徒が在籍する学校と連絡して対応する。

(5) その他

いじめに関係する児童・生徒が複数の学校に及ぶ等の場合，関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

8 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために，全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

- ・実践的研修
- ・事例研究
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

9 重大事態発生時の対応

重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条第1項）

○ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。） →児童が自殺を企図した場合等
○ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。） →年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査を行う。
※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害者児童に対しては、いじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、助言する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめを受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

10 取組評価アンケート

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、(1)～(5)の5項目に関して評価基準を設定し、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止への取組の徹底

- ア 児童の自己指導能力を高めることができた。
- イ 児童の自己有用感を高めることができた。
- ウ 児童の規範意識を高めることができた。
- エ 児童が教職員に相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見への取組の徹底

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を児童や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消への取組の徹底

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、県教育委員会を通じて知事へ報告できた。(重大事態があった場合)
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係職員との連携の徹底

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

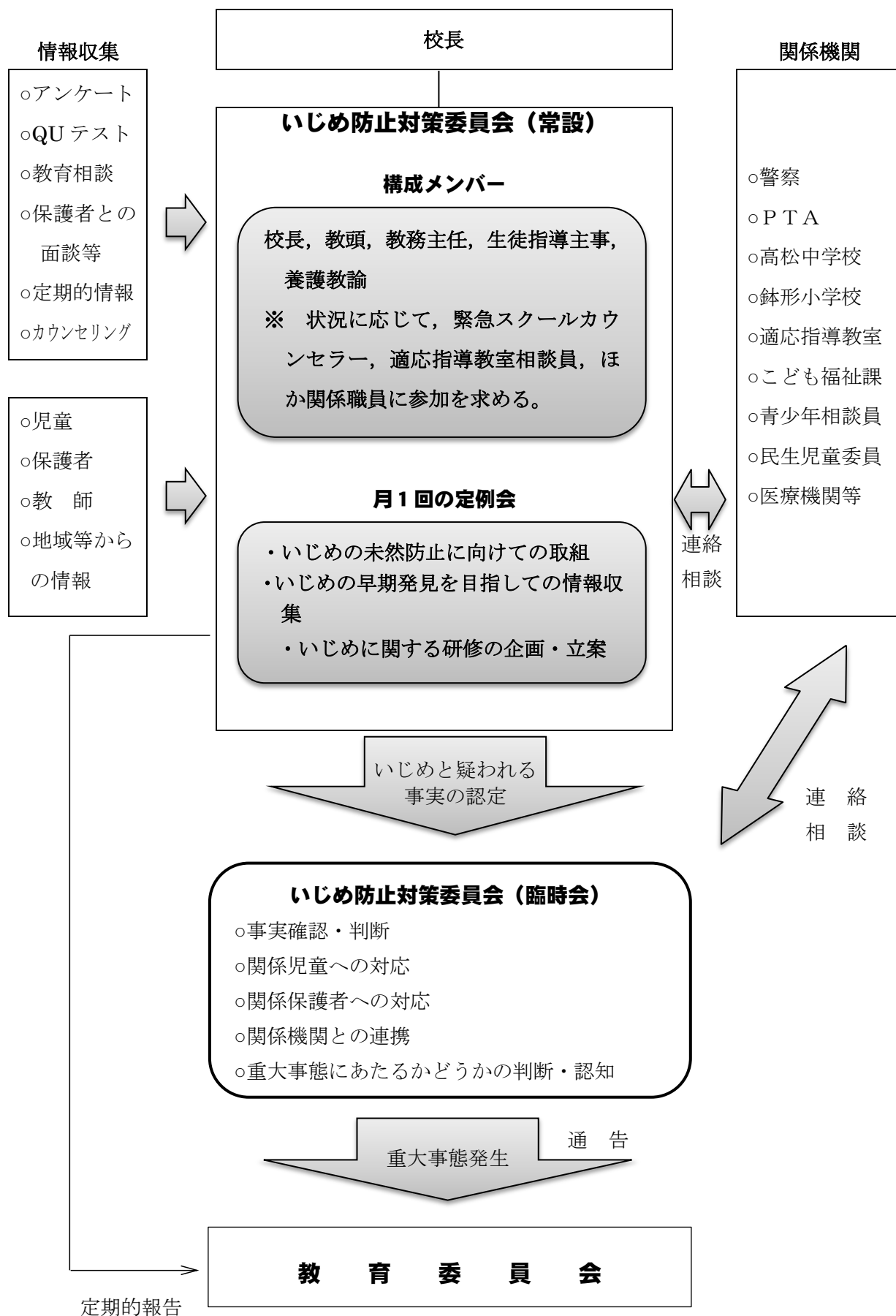
(5) 教職員研修の充実

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価基準を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

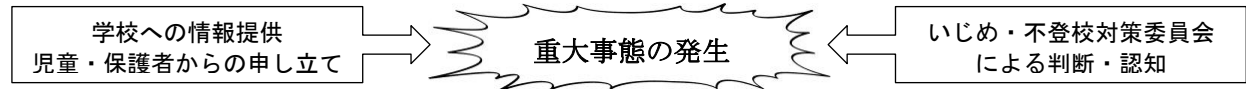
また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

【別紙 1】 高松小学校「いじめ防止対策委員会」組織図



※なお，本委員会は，不登校対策委員会も兼ねる。

【別紙2】高松小学校 重大事態 対応フロー図



(1) 発生報告 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から市教育委員会等に報告）

①自殺等重大事態 → **児童が自殺を企図した場合等**

②不登校重大事態 → **年間30日を目安とする**

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

いじめ防止対策委員会の実施（学校が調査主体となる場合）

(2) 実態把握 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・学年主任
 ・養護教諭 ・特別支援コーディネーター ・医師 ・警察 ・弁護士
 ・市教委 等



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

事実確認調査・情報収集・情報提供・説明責任

※「誰がどのように動くか」の決定・確認 全職員が迅速に行動

情報の収集	情報の一本化	窓口の一本化
-------	--------	--------



いじめを受けた児童及び、その保護者に対して情報を適切に提供

(3) 被害者保護

いじめを受けた児童（その保護者）

・身柄の安全確保
 ・安心して相談できる体制
 ・「絶対に守る」という信頼感

関係児童への
指導・援助

保護者・地域社会
への啓発活動

(4) 加害者対応

いじめた児童（その保護者）

・事実の確認と指導
 ・「いじめは絶対に許されない行為である。」という確認と再発防止



(5) 調査結果報告 (6) 市長への報告 調査結果を学校の設置者に報告

設置者から地方公共団体の長等に報告



(7) 解消と再発防止 調査結果を踏まえた必要な措置

各担任 各学年 児童 保護者 地域 関係機関等

いじめ解消 【継続した情報交換・援助】	事後観察・支援継続 【日常観察・相談員との連携】	学校評価 【組織の分析・改善】
------------------------	-----------------------------	--------------------

学校の設置者が調査主体となる場合

学校は、設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

【別紙3】 いじめ防止 年間計画

月	取組	調査・アンケート
4	・職員いじめ防止研修 (共通理解・意識啓発) ・気になる児童の情報交換会 (共通理解) ・学級づくり (集団づくり・居場所づくり) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・家庭訪問 (早期発見・保護者啓発) ・新入生を迎える会 (社会性育成)	・いじめ防止対策 ・いじめ早期発見チェックシート ・学校生活アンケート
5	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート
6	・運動会 (集団づくり・社会性育成) ・いじめ防止フォーラム (啓発) ・教育相談週間 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・縦割り美化活動 (人間関係づくり)	・学校生活アンケート ・HyperQU (1回目)
7	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・携帯安全教室 (情報モラル)	・学校生活アンケート ・学習アンケート
9	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート ・いじめ早期発見チェックシート
10	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート
11	・高小ふれあいフェスティバル (社会性育成) ・教育相談週間 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・HyperQU(2回目) ・学校生活アンケート
12	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート ・学習アンケート ・いじめ防止対策の反省
1	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・保護者向け携帯電話アンケート ・学力診断テスト ・学校生活アンケート
2	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート ・学習アンケート ・学校生活改善アンケート
3	・中学校体験入学 (中一ギャップ解消) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・いじめ防止対策取組評価アンケート (教師対象) ・学校生活アンケート

「いじめの積極的な認知に当たって」

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識することが必要です。

各学校においては、いじめの問題に適切に対応するため、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立つことが求められています。

1 いじめの定義

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの認知に関する考え方

文部科学省は、いじめの認知に関する聴き取り調査の結果を踏まえ、次のような「いじめの認知に関する考え方」を提示しています。

いじめの認知に関する考え方（文部科学省：平成27年8月17日付け文書）

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- (2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- (3) 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

3 いじめの認知に当たっての留意事項

上記2「いじめの認知に関する考え方」を踏まえ、各学校において、いじめを積極的に認知するに当たっての留意点として、次のような事項が挙げられます。

いじめの認知に当たっての留意事項

- (1) 定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく、日常の学校生活の中で把握したものを全てを認知件数として計上すること。
- (2) アンケートで何らかの訴えがあった場合、いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下、直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも、児童生徒が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、いじめとして認知する必要があること。
- (3) 初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても遺漏なく認知件数に計上すること。
- (4) 対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあつた可能性を踏まえ慎重に確認すること。
- (5) アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は、重く受け止め、いじめの定義に従い適切に判断すること。
- (6) 次ページに示す「4 具体的な事例」を参照するなどして、いじめについて校内で共通理解を形成した上で、いじめの把握に努めること。

4 具体的な事例

文部科学省から、いじめの認知について、次のような具体的な事例を示されました。これらの事例を参考に、校内での共通理解を形成した上で、いじめの積極的な把握に努めてください。

事例 1

- 定期的ないじめアンケートにA君がいじめを受けたことがあると回答した。後日、A君に面談で確認した内容は以下のとおり。（A君、B君、C君の証言は一致）
 - ・ 体育の時間にバスケットボールの試合を行ったが、球技が苦手であるA君はB君からミスを責められたり、みんなの前ではかににされたりしてとても嫌な気持ちだった。
 - ・ しかし、B君と仲がよいC君が、「かわいそうだよ。」と助けてくれて、それ以来、B君から嫌なことはされていない。
 - ・ その後、A君もだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、B君に昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

定義に照らしていじめとして認知

- ・ いじめの初期の段階やごく短期間のうちに解消した事案についてはいじめとして認知

- ・ A君とB君の関係は今後も留意して見ていく必要あり

事例 2

- 「A君がB君からいつもいじめられている。」と担任の先生に、C君が相談した。C君の証言は以下のとおり。
 - ・ B君はA君に学校帰りにいつもかばんを持たせているなど、いろいろと命令している。
 - ・ 楽しく話しているときもあるが、B君が気に障ることがあると（自分（C君）はA君が、たいしてひどいことは言っていないと思うのだが）「ふざけんな。」と言ってA君を蹴ったり、叩いたりする。A君はなんで自分だけやられるのかとC君に不満を漏らした。
 - ・ B君が「Aはむかつくから無視しよう」と言っていたことがある。
- 後日、A君に確認すると、「B君は友達であり、いじめとは思っていない。先生は余計なことはしないで。」と言った。
- 後日、B君に事情を確認すると、「A君のことが嫌い。よく腹が立つ。」と言い、C君が先生に伝えた内容を認めた。

定義に照らしていじめとして認知

- ・ 本人が否定しても、いじめとして判断できるものであるから、いじめとして認知

- ・ いじめの被害者は、いじめを受けていることを否定することがしばしばあるので、引き続きそのことに留意して対応する必要あり

事例 3

- 定期的なアンケート調査を実施したところ、A君がいじめを受けていると記載してきたが、一方、B君、C君、D君、E君がA君からいじめを受けていると記載してきた。概要は以下のとおり。
 - ・ A君は暴力傾向があり、言動が粗暴、体も大きくクラスで威圧的な存在であった。
 - ・ B君、C君、D君、E君はA君から使い走りのように扱われ、時に暴力を受けることもあった。この暴力については、A君も認めており、保護者に來校いただき指導するとともに被害者に謝罪も行っている。
 - ・ しかし、その後も暴力はふるわないものの、威圧的な態度が続いたため、嫌になってB君、C君、D君、E君がA君と距離をとっている状態であった。
 - ・ A君は無視されていると主張し、B君、C君、D君、E君はいまだに威圧をかけられたり、用事を頼まれたり一緒にいるのが怖いと言っている。

定義に照らしていじめとして認知

- ・ 双方がいじめを主張しているため、「けんか」と判断する可能性が考えられるが、表面上の解釈ではなく、状況を総合的に把握する必要があり、A君の「B君、C君、D君、E君」に対するいじめとして認知

- ・ A君に対しては、A君の主張も聞いた上で、以前指導したことが改善していない点を丁寧に指導すること

事例 4

- 保護者が自分の子供A君が学校でいじめを受けていると担任に相談してきた。概要は以下のとおり。
 - ・ 具体的に誰からどのようなことをされているかの説明はなく、母親によると、学校から配られた「いじめのサインチェックシート」にある「学校のことを話したくない」「食欲がない」「表情が暗い」等、該当する項目がたくさんあり、いじめに違いないと思っているとの説明だった。
 - ・ A君は学校でリーダー的な存在であり、担任から見てもとても楽しそうに学校生活を送っている。担任は、すぐにA君と面談をすると「家で母親から塾へ行けとか、学校で何があったとか、ゲームをするなどが細かく言われ続けることで嫌になっている。本当は家に帰りたくない。」と言っていた。
 - ・ 学校で嫌なことはあるかと聴くと「学校は楽しい。先生も友達も大好きだ。」と言っていた。
 - ・ 後日、母親に「いじめは受けていないと思う。」と伝え、「自分もいろいろ考えたが、家庭には問題がない。大切に育ててきている。学校が調べ切れていないだけで必ず嫌に思っていることがあるはずだ。いじめがあるものとして対応してくれ。」と求められた。

いじめとして認知しない

- ・ 事例に示した情報からは現時点でいじめの事実が確認できないため、いじめとして認知しない

- ・ 母親の心配をしっかりと受け止め、注意深く状況を把握し（その後、母親の訴えのとおりのいじめが判明することもあり得る）、家庭との連絡を密にして対応する必要あり